

静岡県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

令和4年9月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施設名	所在地	種別
医療法人社団一穂会 第二西山病院西山ナーシング	浜松市西区西山町411番地の1	病院
特別養護老人ホーム えん	静岡市清水区三保16番地の1	老人ホーム

2 指定の取消しの年月日 令和4年9月21日